| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ３．大阪府の指導監督又は検査の事務に関する監査の結果と意見 |
| （３）法の趣旨、各団体の特徴や過去の指導監督等の状況を踏まえて、指導監督又は検査を行うべきである。　　 |
| ③　中小企業関係組合（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 組合法は、この組合員等からその固有の財産の拠出を受けている点、共済という相互扶助の精神や公共性、保険業に類似した性質を有している点等に配慮し、共済事業については組合員等を保護するためのさまざまな規制を設けている。この取扱いは、組合法に限らず、共済事業の定めのある他の全ての法でも同様である中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、組合法や組織法の趣旨を十分に勘案するとともに、他の所管課の対応も参考にし、共済事業を実施する組合とそれ以外の組合に対する指導監督又は検査のあり方やその水準を明確に整理・区別すべきである（意見番号28）。 | 共済事業を実施する組合については、事業の性質に鑑み、組合員保護の観点から、共済事業を実施していない組合に対する指導監督に加え、財務の健全性、法令遵守等についての点検票を別途作成し、指導監督を行うこととした。なお、これに基づく実地検査を平成27年３月４日及び同月５日に実施した。（措置時点の所管は、商工労働部中小企業支援室経営支援課） | 措置 |
| ⑧　職業訓練法人（所管：商工労働部　雇用推進室人材育成課） | 当該職業訓練法人については実態として数年に一度認定職業訓練を行うだけで、認定職業訓練を行っていない年度も複数年度に上っている。まして、法人の財務基盤が極めて脆弱な状況である。個々の問題への言及とはなるが、まずは、当該職業訓練法人の貸付けの状況を正確に把握しその内容を精査するとともに、回収可能性を十分に検討する必要がある（意見番号31）。 | 当該法人から貸付けの状況について聞き取りを行った結果、回収についてはほぼ見込めないことから、不良債権として処理する旨の報告を受けている。なお、本来の訓練の実施状況や業界動向、法人の財務状況等を鑑み、平成27年度末に法人を解散する方向で現在作業中（平成28年２月27日の法人理事会において解散決議） | 措置 |
| 本件について、所管課として何故適時に適切な対応ができなかったのかを精査し、所管課としてどのように指導監督又は検査等の対応を行えば今後同様の事態を回避できるかを検討すべきである。その上で、職業訓練法人として期待される認定職業訓練を将来にわたって安定的かつ継続的に実施しうる財務基盤を確立するよう、継続的かつ強力に指導監督すべきである（意見番号32）。 | 所管課として適切な指導を行うため、指導監督基準を平成28年３月に整備した。 | 措置 |
| 職業訓練法人が本来の事業を遂行しているか、将来にわたって認定職業訓練を安定的かつ継続的に実施しうる財務基盤を確立しているかどうか、換言すれば設立認可の要件の一つとしても求められている法人の「経営的基礎」（職能法第36条第２号）が著しく損なわれて毀損していないかどうかは、補助金の対象となる事業に係る支出が適正かどうかを主眼とする補助金の検査だけでは必ずしも明らかにはならない。もし補助金の検査しか行わないとすると、既述のような貸付けがあったとしても気がつかない可能性があり、補助金の検査のみでは指導監督上の対応として不十分な場合がある。補助金の検査だけでは職業訓練法人に対して必要十分な指導監督を行いえないことをよく認識されたはずである。本事例の教訓を受け、改めて職能法の趣旨やその規定を十分にしん酌するとともに、職能法に基づく報告の徴収や検査の実施のあり方を検討してもらいたい（意見番号34）。 | 所管課として適切な指導を行うため、指導監督基準を平成28年３月に整備した。 | 措置 |
| 決算関係書類は通常なんらかの基準に準拠して作成するのが一般的であり、同じ法人形態を取る他の法人と比較し、その過程で問題点を特定するためには、同様の会計基準に準拠して決算関係書類が作成されている必要がある。しかしながら、これまで公益法人の会計基準等何らかの基準に準拠して決算関係資料を作成するよう職業訓練法人に対して指導したことはなく、現に職業訓練法人が作成する決算関係書類は公益法人の会計基準に準拠しているものもあれば、学校法人の会計基準に近い方法で作成しているところもあり、まちまちであった。職業訓練法人の所管課である商工労働部雇用推進室人材育成課は、職業訓練法人が適用すべき会計基準として公益法人の会計基準等に準拠して決算関係書類等を作成するよう指導していくことが望まれる（意見番号35）。 | 平成25年度から、公益法人会計基準に準拠した決算書類等の作成を指導しており、また、適切な指導を行うため、指導監督基準を平成28年３月に整備した。 | 措置 |
| （５）休眠状態の把握を網羅的に正確に行い、休眠団体に対し厳格に対応すべきである。 |
| ①　消費生活協同組合（所管：府民文化部　男女参画・府民協働課） | 大阪府の管轄下にある消費生活協同組合（連合会を含む）70団体のうち、16団体は相当高い程度で休眠状態と疑われている。平成19年度に一度、団体の登記事項の確認を行っているが、その時点から連絡が取れず今も決算関係書類等の書類の提出がないことから、遅くとも平成19年ごろから現在までの５年程度この状態が続いている。消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は、現に休眠状態が高い程度に疑われる組合については、他の所管課の対応を参考に、法令にしたがって必要な措置を講ずべき命令を行い、場合によっては解散の命令を行うべきである（結果番号12）。 | 休眠状態であった17生協のほか、新たに休眠状態となった生協に対する調査を進め、17生協に対し解散命令を行い、１生協に対し自主解散を指導した。今後も引き続き、検査等を通じて活動状況を把握し、休眠状態が疑われる場合は、必要な措置を講じていく。 | 措置平成27年11月12日に措置済み |
| ②　医療法人（所管：健康医療部保健医療室保健医療企画課） | 健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中には、毎年提出が求められる事業報告書等を提出していない法人がある。現状は休眠の疑いのある法人数を正確に把握できていない。全ての医療法人について活動の実態を網羅的に正確に把握し、その状況次第では厳正な対処を行うべきである（結果番号13）。 | 事業報告書等未提出法人への文書による督促並びに全所管医療法人へ文書送付を行い、「宛所不明」で戻ってきた法人について、活動状況を確認。このうち休眠疑いのある32法人について、現地調査並びに理事長自宅宛てに活動実態調査票の送付等を行い、法人の活動実態について個別確認している。事業再開の見込みがない法人に対しては認可取消の手続に着手又は解散に向け指導する等、引き続き厳正に対処していく。 | 経過報告 |